ビジネスdリモートデスクトップサービス利用規約【現改比較表】2024年8月22日現在

～2024年8月21日（利用規約改定前）	2024年8月22日（利用規約改定後）～
タイトル dXリモートデスクトップサービス利用規約	タイトル ビジネスdリモートデスクトップサービス利用規約
序文 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「dX リモートデスクトップサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「dX リモートデスクトップサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。	序文 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「ビジネス d リモートデスクトップサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「ビジネス d リモートデスクトップサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
第３条（利用契約の成立） (6)　アダルト、出会い系、風俗関係等に本サービス等を利用するおそれがあるとき。	第３条（利用契約の成立） (6)　アダルト、出会い系、風俗関係等に本サービスを利用するおそれがあるとき。

第４条（サービスの提供） 1. 本サービス等は、パーソナルコンピューター等の機器を遠隔操作することができる機能等を提供するサービスであり、その詳細は本サービスサイト上に定めるとおりとします。 2.当社は、本規約等に定める規定に従い、契約者に対して継続的かつ安定的に本サービス等を提供するものとします。なお、契約者に付与した ID（以下そのパスワードを含み、「本サービスID」といいます。）１ 個につき、任意の1名の利用者が本サービス等にアクセスできるものとし、２ 名以上の者による同一の ID を用いた同時アクセスは認めないものとします。 3. 本サービス等の利用は、契約者に所属する利用者による利用に限定されるものとします。 4. 本サービス等の提供地域は、日本国内とします。	第４条（サービスの提供） 1. 本サービスは、パーソナルコンピューター等の機器を遠隔操作することができる機能等を提供するサービスであり、その詳細は本サービスサイト上に定めるとおりとします。 2.当社は、本規約等に定める規定に従い、契約者に対して継続的かつ安定的に本サービスを提供するものとします。なお、契約者に付与した ID（以下そのパスワードを含み、「本サービスID」といいます。）１ 個につき、任意の1名の利用者が本サービスにアクセスできるものとし、２ 名以上の者による同一の ID を用いた同時アクセスは認めないものとします。 3. 本サービスの利用は、契約者に所属する利用者による利用に限定されるものとします。 4. 本サービスの提供地域は、日本国内とします。
第６条（WOLオプション） 1.当社は、ネットワーク経由でパソコンやネットワーク機器の電源を遠隔で投入する機能を本サービスに関連するオプションサービス「dXリモートデスクトップ WOLオプション」（以下「WOLオプション」といいます。）として、WOLオプションの利用契約（以下「WOL契約」）に基づき提供します （中略） 5.当社は契約者に対し、初期設定（ファームウェアのアップデート、WOLアカウントの作成、dXリモートデスクトップのユーザライセンスとWOLアカウントとの紐づけをいいます。）済みのWOLルーターを当該契約者が利用申込時に指定する住所宛に送付します。なお、本項に定める初期設定を除いた、各種設定、ネットワークや機器との接続等については、送付したWOLルーターに同梱のクイックマニュアル（以下「マニュアル」といいます。）に従い、契約者自身で行うものとします。	第６条（WOLオプション） 1. 当社は、ネットワーク経由でパソコンやネットワーク機器の電源を遠隔で投入する機能を本サービスに関連するオプションサービス「ビジネスdリモートデスクトップ WOLオプション」（以下「WOLオプション」といいます。）として、本規約に基づき提供します （中略） 5.当社は契約者に対し、初期設定（ファームウェアのアップデート、WOLアカウントの作成、ビジネスdリモートデスクトップのユーザライセンスとWOLアカウントとの紐づけをいいます。）済みのWOLルーターを当該契約者が利用申込時に指定する住所宛に送付します。なお、本項に定める初期設定を除いた、各種設定、ネットワークや機器との接続等については、送付したWOLルーターに同梱のクイックマニュアル（以下「マニュアル」といいます。）に従い、契約者自身で行うものとします。

第９条（禁止事項） 3.契約者は、当社から事前の書面による承諾を得ずして、以下の各号に定める事項を行うことはできません。契約者が本項に違反した場合、当社は直ちに契約者に対する本サービス等の提供を終了し、その他適切な法的措置を講じることができるものとします。 (1) 本サービス等にかかるソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）の複製、使用、並びにマニュアル等関連資料の複製、翻訳、配布 (2)本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル (3)本ソフトウェアの全部又は一部の再配布、再使用許諾、公開（送受信可能化を含む） (4)本ソフトウェアの貸与、譲渡 (5)権利保護を目的に予め設定された技術的な制限の解除、無効化、及び当該方法の公開	第９条（禁止事項） 3.契約者は、当社から事前の書面による承諾を得ずして、以下の各号に定める事項を行うことはできません。契約者が本項に違反した場合、当社は直ちに契約者に対する本サービスの提供を終了し、その他適切な法的措置を講じることができるものとします。 (1) 本サービスにかかるソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）の複製、使用、並びにマニュアル等関連資料の複製、翻訳、配布 (2)本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル (3)本ソフトウェアの全部又は一部の再配布、再使用許諾、公開（送受信可能化を含む） (4)本ソフトウェアの貸与、譲渡 (5)権利保護を目的に予め設定された技術的な制限の解除、無効化、及び当該方法の公開

第１０条（本サービス等の不正利用等の防止） 1.契約者は、付与された本サービスIDを適切に管理し、外部に漏洩・流出させ、又は本サービス等の利用の目的以外に利用されることを防止する措置を講じなければならないものとします。 2.契約者は、本サービス等を利用した顧客の情報システムに対する不正アクセス、秘密情報の不正取得、クラッキング等の防止に努め、十分な情報セキュリティ管理を行うものとします。また、当社が要求する場合には、契約者はその情報セキュリティ管理の状況につき当社に報告しなければならないものとします。更に当社が特に必要と判断する場合には、契約者は、当社による監査を受入れる義務を負うものとします。 3.当社は、契約者による本サービス等の利用に関し、契約者の本サービス IDが外部に流出し、且つパスワードの変更によっても契約者以外による不正利用を防止することができないと当社が判断する場合には、当社は当該本サービスIDを失効させることができるものとします。この場合でも、当社 は既に受領済みの本サービス等の利用料金の返金は行なわないものとします。	第１０条（本サービスの不正利用等の防止） 1.契約者は、付与された本サービスIDを適切に管理し、外部に漏洩・流出させ、又は本サービスの利用の目的以外に利用されることを防止する措置を講じなければならないものとします。 2.契約者は、本サービスを利用した顧客の情報システムに対する不正アクセス、秘密情報の不正取得、クラッキング等の防止に努め、十分な情報セキュリティ管理を行うものとします。また、当社が要求する場合には、契約者はその情報セキュリティ管理の状況につき当社に報告しなければならないものとします。更に当社が特に必要と判断する場合には、契約者は、当社による監査を受入れる義務を負うものとします。 3.当社は、契約者による本サービスの利用に関し、契約者の本サービス IDが外部に流出し、且つパスワードの変更によっても契約者以外による不正利用を防止することができないと当社が判断する場合には、当社は当該本サービスIDを失効させることができるものとします。この場合でも、当社 は既に受領済みの本サービスの利用料金の返金は行なわないものとします。

第１１条（免責等） 1.当社は、契約者が本サービス等を利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含む）について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。 2.当社は、理由の如何にかかわらず、契約者が本サービス等を利用するに際して当社のサーバ等に記録し、又は設定した情報が削除されたことに起因して契約者あるいは第三者の損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。 3. 本サービス等の利用に関連して、契約者が第三者から何らかの請求を受けもしくは訴訟を提起された場合には、契約者自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を処理するものとします。更に当社が当該第三者からの請求もしくは訴訟の相手方とされた場合には、契約者は、当社において生じる全ての損害及び費用を負担するものとし、当社において当該第三者に対する責任を負担させないものとします。 4.前項の場合において、当社が要請した場合、契約者は、資料の提供その他当社において必要な全ての協力を行うものとします。 5.契約者が、本サービス等を用いたリモートコントロールを行う場合には、かかるサービスは、専ら契約者の責任において契約者の顧客に提供されるものであり、これに関して 当社は一切責任を負いません。 6.当社は、当社の責めに帰すべき理由により契約者に損害が生じた場合、逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。 7. 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、契約者が本サービ	第１１条（免責等） 1.当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含む）について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。 2.当社は、理由の如何にかかわらず、契約者が本サービスを利用するに際して当社のサーバ等に記録し、又は設定した情報が削除されたことに起因して契約者あるいは第三者の損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。 3. 本サービスの利用に関連して、契約者が第三者から何らかの請求を受けもしくは訴訟を提起された場合には、契約者自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を処理するものとします。更に当社が当該第三者からの請求もしくは訴訟の相手方とされた場合には、契約者は、当社において生じる全ての損害及び費用を負担するものとし、当社において当該第三者に対する責任を負担させないものとします。 4.前項の場合において、当社が要請した場合、契約者は、資料の提供その他当社において必要な全ての協力を行うものとします。 5.契約者が、本サービスを用いたリモートコントロールを行う場合には、かかるサービスは、専ら契約者の責任において契約者の顧客に提供されるものであり、これに関して 当社は一切責任を負いません。 6.当社は、当社の責めに帰すべき理由により契約者に損害が生じた場合、逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。 7. 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、契約者が本サービスの提供の対価として現に支払った1年分の利用料金の総額を上限として、当社はその責任を負

ス等の提供の対価として現に支払った1年分の利用料金の総額を上限として、当社はその責任を負うものとします。 8.当社の故意または重大な過失により本サービス等を提供しなかったときは、前２項の規定は適用しないものとします。	うものとします。 8.当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前２項の規定は適用しないものとします。
第１２条（知的財産権の留保） 1.本ソフトウェアは、第三者が一切の所有権及び知的財産権を有しており、日本の著作権法その他適用のあるあらゆる法律（国際条約その他の国際法を含む。）によって保護されています。本ソフトウェアに関する著作権、ノウハウ、特許権、商標等の知的財産権は、全て当該第三者に留保されます。 2.契約者及び利用者は、本サービス等の利用に必要な限度でのみ、本ソフトウェアを使用することができるものとします。 3. 本サービス等に関する商標、サービスの名称、ロゴ等に関する権利は、全て当社及びそのライセンサーに留保され、契約者に何らの権利も許諾するものではありません。 4.契約者であっても、前項に定める知的財産に関しては、当社の承諾なしには利用及び使用することはできません。特に、契約者が自己又は第三者のサービスと本サービス等を組み合わせて自己の顧客に提供する場合に当社が当該サービスを提供しているかのような誤解を与える記述や態様での使用、本サービスの利用目的以外の使用及び営利目的の有無を問わず第三者に貸与、譲渡、担保設定等は厳格に禁止いたします。 5.本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。	第１２条（知的財産権の留保） 1.本ソフトウェアは、第三者が一切の所有権及び知的財産権を有しており、日本の著作権法その他適用のあるあらゆる法律（国際条約その他の国際法を含む。）によって保護されています。本ソフトウェアに関する著作権、ノウハウ、特許権、商標等の知的財産権は、全て当該第三者に留保されます。 2.契約者及び利用者は、本サービスの利用に必要な限度でのみ、本ソフトウェアを使用することができるものとします。 3. 本サービスに関する商標、サービスの名称、ロゴ等に関する権利は、全て当社及びそのライセンサーに留保され、契約者に何らの権利も許諾するものではありません。 4.契約者であっても、前項に定める知的財産に関しては、当社の承諾なしには利用及び使用することはできません。特に、契約者が自己又は第三者のサービスと本サービスを組み合わせて自己の顧客に提供する場合に当社が当該サービスを提供しているかのような誤解を与える記述や態様での使用、本サービスの利用目的以外の使用及び営利目的の有無を問わず第三者に貸与、譲渡、担保設定等は厳格に禁止いたします。 5.本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。
第１７条（使用記録内容） 当社は、本サービス等の利用に関して、契約者の利用内容や利用記録内容を監視する義務は負わないものとしますが、その裁量により、それらを監視する権利を有するものとします。	第１７条（使用記録内容） 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の利用内容や利用記録内容を監視する義務は負わないものとしますが、その裁量により、それらを監視する権利を有するものとします。

	附則（令和６年８月 20 日　ＣＡＳ３サ 000400001506-01 号） （実施期日） １　この改正規定は令和６年８月 22 日から実施します。 （経過措置） ２　この改正規定実施の際現に当社が改正前の dX リモートデスクトップサービス利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。 <table><tr><td>dX リモートデスクトップサービス利用規約</td><td>ビジネス d リモートデスクトップサービス利用規約</td></tr><tr><td>dX リモートデスクトップサービスに係る利用契約</td><td>ビジネス d リモートデスクトップサービスに係る利用契約</td></tr></table> ３　この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。 ４　この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。